

第66回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱／法務省 牛久市・牛久市保護司会、牛久市更生保護女性会、牛久市青少年相談員連絡会

7月1日～31日は「強調月間」です。

「社会を明るくする運動」とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な国民運動です。

市では、保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会を中心に、市内の駅周辺において街頭キャンペーンを行ったり、市内の中学生に啓発品の配布をしたりして明るい社会づくりについて理解を深めていただくための活動を展開しています。

「更生保護」とは

非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として立ち直るのを助けようというものです。

また、非行や犯罪を

防ぎ、立ち直りの支援を行うとともに、次代を担う青少年の健全な成長を願い、関係団体と手を取り合つて、子育て支援や地域に根差したよりよい環境づくりを行うものです。

地域の力が犯罪や非行を防ぎます

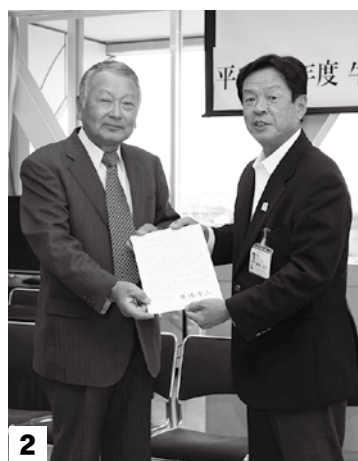
犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。

取り締まりを強化して過ちを犯した人を処罰することも必要なことですが、再犯の防止と犯罪・非行を生み出さない家庭や地域づくりも必要不可欠です。地域ぐるみで力を合わせ、非行のない明るい社会を築きましょう。

そして7月の強調月間をきっかけにそれぞれの立場で犯罪のない地域社会について考えていきましょう。



1



2



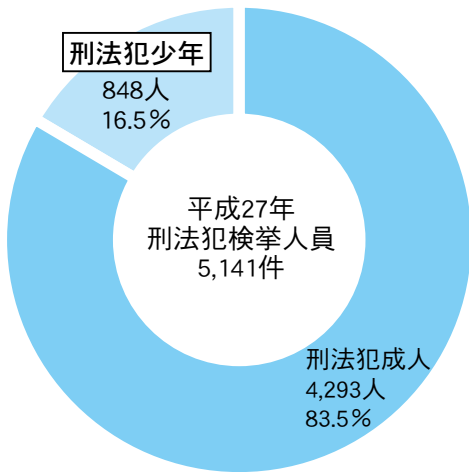
3

- 1 内閣総理大臣からの運動のメッセージの伝達：保護司会総会会場において書田会長から市長へ伝達されました
- 2 市長に手渡されたメッセージ
- 3 毎年、牛久駅・ひたち野うしく駅において、「社会を明るくする運動」の啓発品を配布しています

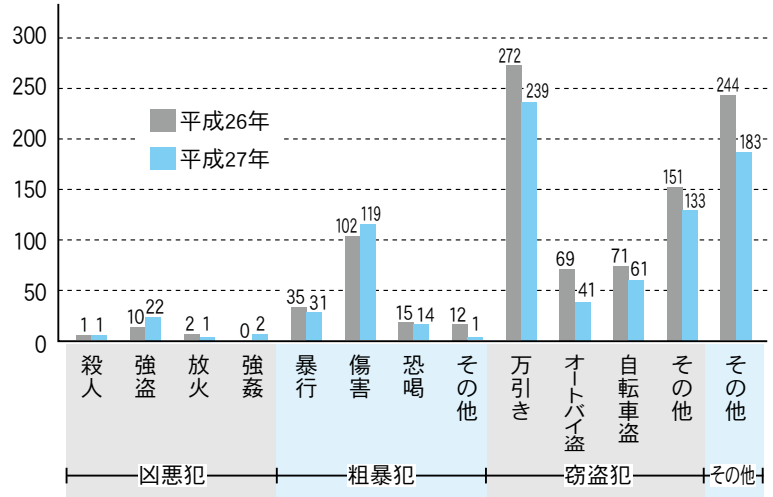
茨城県の平成27年における刑法犯総数に占める少年[※]の割合は、全体の16.5%（前年比2.9ポイント減）と全体の約1/6を占めています。
安全で安心して暮らせる地域社会であるよう地域や学校など関係機関が一体となって犯罪の発生しない環境を形成していきましょう。

少年非行の概況(茨城県警察本部少年課資料より)

刑法犯検挙総数に占める少年の割合



刑法犯少年罪種別人数



※「少年」とは20歳未満の者で、刑法犯少年は14歳以上20歳未満で罪を犯した者を指します。

牛久市更生保護女性会から

「愛の募金運動」へのご協力をお願い

— 青少年の非行防止と更生の援助のために —

みなさまのあたたかい

理解と愛の手を！



更生保護女性会では、女性の立場から「青少年に母の愛を」をモットーに、不幸にして非行に陥った青少年のために、一日も早く本来の健やかな姿に立ち戻ってもらいたいという願いを込めて、援助のための募金活動を行っています。

皆様から寄せられた浄財は、県内の矯正施設ならびに保護観察中の少年たちの更生保護費として施設へ寄付をしています。

「社会を明るくする運動強調月間」の期間中に会員が募金活動を行います。

趣旨をご理解いただき、皆さまの一層のご協力を願います。

牛久市更生保護女性会

会長 書田 洋子